

四 半 期 報 告 書

(第171期第3四半期)

自 平成20年10月1日

至 平成20年12月31日

NEC

日 本 電 気 株 式 会 社

東京都港区芝五丁目7番1号

第171期第3四半期

(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は、金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書として、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して平成21年2月4日に提出したデータに、目次および頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付した四半期レビュー報告書を、末尾に綴じ込んでおります。

日 本 電 気 株 式 会 社

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4
第3 設備の状況	10
第4 提出会社の状況	11
1 株式等の状況	11
(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) ライツプランの内容	16
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	16
(5) 大株主の状況	16
(6) 議決権の状況	17
2 株価の推移	18
3 役員の状況	18
第5 経理の状況	19
1 四半期連結財務諸表	20
(1) 四半期連結貸借対照表	20
(2) 四半期連結損益計算書	22
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	24
2 その他	39
第二部 提出会社の保証会社等の情報	40

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月4日
【四半期会計期間】	第171期第3四半期（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）
【会社名】	日本電気株式会社
【英訳名】	NEC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 矢野 薫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目7番1号
【電話番号】	(03)3454-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	法務部法務グループマネージャー 山内 靖彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目7番1号
【電話番号】	(03)3454-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	法務部法務グループマネージャー 山内 靖彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第171期 第3四半期連結 累計期間	第171期 第3四半期連結 会計期間	第170期
会計期間	自平成20年 4月 1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月 1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日
売上高 (百万円)	3,076,140	948,340	4,617,153
経常損益 (百万円)	△42,754	△49,755	112,240
四半期(当期)純損益 (百万円)	△129,007	△130,767	22,681
純資産額 (百万円)	—	982,393	1,185,521
総資産額 (百万円)	—	3,396,054	3,526,795
1株当たり純資産額 (円)	—	403.53	495.96
1株当たり四半期(当期) 純損益金額 (円)	△63.77	△64.62	11.06
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	10.64
自己資本比率 (%)	—	24.0	28.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△70,051	—	192,302
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△127,729	—	△135,760
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	237,278	—	△100,704
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	400,531	374,838
従業員数 (人)	—	150,236	152,922

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 消費税および地方消費税の処理は税抜方式によっています。
- 3 第171期第3四半期連結累計期間および第171期第3四半期連結会計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」は、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社および連結子会社を中心とする関係会社で構成されるNECグループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、次のとおり異動がありました。

(1) 次の会社を含む7社が新たに連結子会社になりました。

名称	住所	資本金 (千米ドル)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
ネットクラッカー・ テクノロジー社	Waltham, Massachusetts, U. S. A.	3,174 (注)	通信サービス運用 支援システムの開 発および販売	100	当社が販売する一部製品に関する ソフトウェアの開発および販売 貸付金…無、役員の兼任等…有

(注) 資本金および資本剰余金の合計額を示しています。

(2) 2社が連結子会社でなくなりました。

(3) ソニーNECオプティアーク(株)を含む3社が持分法適用関連会社でなくなりました。

(4) その他

- ① NECリース(株)は、平成20年11月30日付でNECキャピタルソリューション(株)に商号変更しました。
- ② アンテン(株)は、平成21年1月1日付で、NECアンテン(株)に商号変更しました。
- ③ 日本電気ファクトリエエンジニアリング(株)は、平成21年1月1日付でNECオープンプロキュアメント(株)のほか連結子会社1社を吸収合併し、同日付でNECパーチェシングサービス(株)に商号変更しました。
- ④ NECメディアプロダクツ(株)は、平成21年1月1日付で連結子会社1社を吸収合併し、同日付でNECデザイン&プロモーション(株)に商号変更しました。

(注) 上記②、③および④については、平成21年1月1日以降に生じた事象です。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数 (人)	150,236
----------	---------

(注) 従業員数には、臨時従業員の数を含んでいません。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数 (人)	23,556
----------	--------

(注) 従業員数には、臨時従業員の数を含んでいません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

NECグループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式などは必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品も多いため、事業の種類別セグメントごとに生産規模、受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注および販売の状況については、「3 財政状態及び経営成績の分析」における事業の種類別セグメントの業績に関連づけて示しています。

前第3四半期連結会計期間および当第3四半期連結会計期間において、それぞれ連結売上高の11.2%および12.2%を占める主要顧客があり、その売上高は主にIT/NWソリューション事業およびモバイル/パーソナルソリューション事業の売上高に含まれています。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定、締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間の世界経済は、米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融危機が、個人消費や設備投資などの実体経済に大きく影響を及ぼし、米国、欧州などの先進国を中心に景気が大きく後退しました。新興国経済においても金融環境の悪化の影響から先進国向け輸出の減少や消費低迷が顕著となり、世界同時不況の様相となりました。

日本経済においても景気が後退しており、株価の急落などの金融不安の影響に加え、雇用や所得面での不安が急速に強まったことで、消費者のマインドが急激に悪化しました。企業部門の設備投資も、個人消費の低迷に加えて、海外需要の減少と急激な円高の影響を受けて急速に落ち込みました。

このような事業環境のもと、当第3四半期連結会計期間の連結売上高は、急激な景気の減速に伴う需要の低迷などにより、9,483億円と前年同期に比べ1,039億円(9.9%)減少しました。

収益面につきましては、営業損益は、前年同期に比べ408億円悪化し、248億円の損失となりました。これは、販売費及び一般管理費の削減に取り組んだものの、連結売上高の減少により売上総利益が減少したことなどによるものです。

経常損益は、前年同期に比べ593億円悪化し、498億円の損失となりました。これは、営業損益の悪化に加え、急激な円高の影響により為替差損が増加したことや、一部の持分法適用会社の業績が悪化したことに伴い持分法による投資損失を計上したことなどによるものです。

税金等調整前四半期純損益は、前年同期に比べ772億円悪化し、694億円の損失となりました。これは、関係会社株式を売却したことによる特別利益の計上があったものの、株価の急落に伴い投資有価証券評価損を計上したことや、エレクトロニクス事業において事業構造改善費用を計上したことなどにより、特別損失が増加したことなどによるものです。

四半期純損益は、前年同期に比べ1,255億円悪化し、1,308億円の損失となりました。これは、急激な景気の減速により課税所得が減少する見込みとなったことに伴い、回収可能性を見込めなくなった繰延税金資産を取り崩したことにより、法人税等が増加したことなどによるものです。

各セグメント別の業績は次のとおりです。なお、各セグメント別の売上高およびセグメント損益にはセグメント間取引を含んでいます。

a. IT/NWソリューション事業

IT/NWソリューション事業の当第3四半期連結会計期間の売上高は、前年同期に比べ219億円(3.6%)減少し、5,914億円となりました。

売上高の主な分野別状況につきましては、ITサービス/SI分野は前年同期に比べ1.3%減少し1,753億円、ITプロダクト分野は前年同期に比べ3.2%減少し1,229億円となりました。ネットワークシステム分野は、国内移動通信事業者によるシステム投資一巡の影響や企業向けシステム投資の減速などにより、前年同期に比べ6.6%減少し、2,289億円となりました。また、社会インフラ分野は前年同期に比べ0.9%増加し、643億円となりました。

営業利益は、ITサービス/SI分野およびITプロダクト分野の売上減の影響などにより、前年同期に比べ44億円(27.4%)減少し、116億円となりました。

b. モバイル/パーソナルソリューション事業

モバイル/パーソナルソリューション事業の当第3四半期連結会計期間の売上高は、前年同期に比べ60億円(2.9%)減少し、1,994億円となりました。

売上高の主な分野別状況につきましては、モバイルターミナル分野は、市場全体が縮小したにもかかわらず、商品力強化により携帯電話機の出荷台数を伸ばしたことから、前年同期に比べ4.3%増加し、918億円となりました。また、パーソナルソリューション分野は、海外市場の低迷や国内企業の投資減速などによりパーソナルコンピュータの売上が減少した結果、前年同期に比べ8.3%減少し、1,076億円となりました。

営業損益は、モバイルターミナル分野において売上拡大のための携帯電話機の機種数の増加に伴い費用が増加したことに加え、パーソナルソリューション分野における海外のパーソナルコンピュータ事業の悪化などにより、前年同期に比べ48億円悪化し、24億円の損失となりました。

c. エレクトロニクス事業

エレクトロニクス事業の当第3四半期連結会計期間の売上高は、前年同期に比べ561億円(26.5%)減少し、1,559億円となりました。

売上高の主な分野別状況につきましては、半導体分野は、需要減少および為替変動の影響により、コンピュータおよび周辺機器用半導体、自動車用半導体などをはじめ、各製品分野の売上が総じて減少したことから、前年同期に比べ25.5%減少し、1,273億円となりました。電子部品その他分野は、電子部品および液晶ディスプレイの売上減により、前年同期に比べ30.6%減少し、286億円となりました。

営業損益は、半導体や電子部品の売上減少などにより、前年同期に比べ234億円悪化し、202億円の損失となりました。

d. その他

その他セグメントの当第3四半期連結会計期間の売上高は、モニタ、液晶バックライトなどの売上が減少したことにより、前年同期に比べ339億円（27.4%）減少し、898億円となりました。営業損益は、前年同期に比べ99億円悪化し、48億円の損失となりました。

所在地別セグメントの状況は、次のとおりです。

a. 日本

日本においては、急速な市況悪化に伴い半導体分野および電子部品その他分野を中心に売上高が減少し、当第3四半期連結会計期間の売上高は、前年同期に比べ736億円（7.8%）減少し、8,652億円となりました。

営業損益は、半導体分野および電子部品その他分野を中心に売上高が減少したことにより、前年同期に比べ418億円悪化し、138億円の損失となりました。

b. アジア

アジアにおいては、半導体分野およびモニタ事業の売上の減少などにより、当第3四半期連結会計期間の売上高は、前年同期に比べ283億円（25.3%）減少し、836億円となりました。

営業利益は、前年同期に比べ31億円減少し、7億円となりました。

c. 欧州

欧州においては、半導体分野およびモニタ事業の売上の減少などにより、当第3四半期連結会計期間の売上高は、前年同期に比べ304億円（38.1%）減少し、495億円となりました。

営業損失は、前年同期に比べ3億円改善し、7億円となりました。

d. その他

米州を含むその他の地域においては、半導体分野およびモニタ事業ならびにネットワークシステム分野の売上の減少などにより、当第3四半期連結会計期間の売上高は、前年同期に比べ214億円（24.9%）減少し、646億円となりました。

営業損失は、前年同期に比べ17億円悪化し、43億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(単位 億円)

当第3四半期連結会計期間	
営業活動により減少したキャッシュ (純額)	△906
投資活動により減少したキャッシュ (純額)	△476
財務活動により増加したキャッシュ (純額)	1,989
為替相場変動の現金及び現金同等物への影響額	△131
現金及び現金同等物純増加額	477

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、906億円の支出で、運転資本が改善したものの、税金等調整前四半期純損益が悪化したことなどにより、前年同期に比べ48億円支出額が増加しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、476億円の支出で、前年同期に比べ109億円支出額が増加しました。これは、有形固定資産の取得による支出が減少した一方、投資有価証券等の取得による支出が増加したことなどによるものです。

この結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合算したフリー・キャッシュ・フローは、1,382億円の支出となり、前年同期に比べ156億円支出額が増加しました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、コマーシャル・ペーパーの発行や長期借入れなどによる資金調達を行ったことなどにより、1,989億円の収入となりました。上記の結果、現金及び現金同等物は4,005億円となり、第2四半期連結会計期間末に比べ477億円増加しました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

① 対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において新たに発生した事業上の対処すべき課題は、次のとおりです。

米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融危機が実体経済に波及し、世界的に景気が大きく後退しています。NECグループを取り巻く事業環境も急速に悪化しており、特に急激な市況悪化の影響を受けているエレクトロニクス事業の悪化がNECグループの業績に大きな影響を及ぼしています。こうした状況を踏まえて、NECエレクトロニクス(株)においては、徹底した固定費削減や生産体制再編などの構造改革の加速および成長市場への経営資源の集中などの新たな経営施策を、また、NECトーキン(株)においても、不採算製品からの撤退を含む事業の選択と集中、拠点の再編および雇用調整などの構造改革の断行、経営基盤の安定化ならびに環境・エネルギー市場での事業拡大など成長戦略の実行を柱とした経営基盤再構築プランを打ち出しており、これらの施策の迅速かつ着実な実行により業績回復を図ってまいります。

加えて、NECグループの来期に向けた経営改革として、事業構造改革および収益構造改革に取り組み、企業価値の向上を目指してまいります。まず、事業構造改革については、「人と地球にやさしい情報社会」に向け事業ポートフォリオの見直しを行い、現在のIT/NWソリューション事業、モバイル/パーソナルソリューション事業およびエレクトロニクス事業を軸に、新たな領域として「環境・エネルギー事業」に注力してまいります。また、グループの全体最適を目指し、経営資源を有効活用するための制度や組織体制を整備するとともに、人員のスリム化など固定費削減や徹底した経費効率化、コストダウンを含む筋肉質な収益構造への転換を進めてまいります。

② 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のありかたは、株主が最終的に決定するものと考えています。一方、経営支配権の取得を目的とする当社株式の大量買付行為や買収提案があった場合には、買収提案に応じるか否かについての株主の判断のため、買収提案者に対して対価等の条件の妥当性や買付行為がNECグループの経営方針や事業計画等に与える影響などに関する適切な情報の提供を求めるとともに、それが当社の企業価値および株主共同の利益の向上に寄与するものであるかどうかについて評価、検討し、速やかに当社の見解を示すことが取締役会の責任であると考えています。また、状況に応じて、買収提案者との交渉や株主への代替案の提示を行うことも必要であると考えます。

当社は、現在、買収提案者が出現した場合の対応方針としての買収防衛策をあらかじめ定めていませんが、買収提案があった場合に、買収提案者から適切な情報が得られなかったとき、株主が買収提案について判断をするための十分な時間が与えられていないときまたは買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の向上に反すると判断したときには、その時点において実行可能で、かつ株主に受け入れられる合理的な対抗策を直ちに決定し、実施する予定です。また、今後の事業環境、市場動向、関係法令等の動向により適当と認めるときは、当社の企業価値および株主共同の利益の向上を目的として、買収提案に対抗するための買収防衛策をあらかじめ導入することも検討します。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるNECグループの研究開発活動の状況の変更はありません。
当第3四半期連結会計期間における各セグメント別の主要な研究開発成果は、次のとおりです。

(IT/NWソリューション事業)

・新世代ネットワークに向けたプログラマブル・フロースイッチを試作し、日米間での実証実験に成功

(モバイル/パーソナルソリューション事業)

・新開発のヒンジと、タッチパネルの採用により、利用シーンに合わせて3つのスタイルに形状変化が可能な携帯電話機の開発

(エレクトロニクス事業)

・システムLSI混載用MRAM (マグネティック・ランダム・アクセス・メモリ) マクロの500MHzでの超高速動作の実証実験に成功

(その他)

・防塵防滴対応のコンパクトサイズ・密閉型パブリックディスプレイの開発

当第3四半期連結会計期間におけるNECグループ全体の研究開発費は、83,029百万円であり、これを各セグメント別に示すと次のとおりです。

IT/NWソリューション事業	37,100百万円
モバイル/パーソナルソリューション事業	11,738百万円
エレクトロニクス事業	27,560百万円
その他	6,631百万円

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

NECグループが保有する上場株式は、株式市況の変動にさらされております。株式市況の悪化により当該株式の時価が著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として減損処理する必要があります。当社が保有している上場関係会社株式を減損しなければならない場合、個別財務諸表に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,500,000,000
計	7,500,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月4日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,029,732,635	2,029,732,635	東京証券取引所 大阪証券取引所 名古屋証券取引所 福岡証券取引所 札幌証券取引所	単元株式数は1,000株
計	2,029,732,635	2,029,732,635	—	—

(注) 「提出日現在発行数」の欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の株式への転換を含む。)により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しています。

(イ) 平成15年6月19日株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数 (個)	126
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	126,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 769 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額 (円)	発行価格 769 資本組入額 385
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社または当社の子会社（上場会社およびその子会社を除く。）の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができる。また、平成17年6月30日までにかかる地位を喪失した場合には、平成17年7月1日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。また、1個の新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、この新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2に定める転換社債の転換、平成13年10月1日改正前商法第210条ノ2第2項第3号に定める権利の行使および新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合は、払込価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(ロ) 平成16年6月22日株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	172	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	172,000(注)1	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	801(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成22年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 資本組入額	801 401
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社または当社の子会社(上場会社およびその子会社を除く。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができる。また、平成18年6月30日までにかかる地位を喪失した場合には、平成18年7月1日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。また、1個の新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、この新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- 2 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2に定める転換社債の転換、平成13年10月1日改正前商法第210条ノ2第2項第3号に定める権利の行使および新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合は、払込価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(ハ) 平成17年6月22日株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数 (個)	201	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株	
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	201,000(注)1	
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり	637(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成23年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額 (円)	発行価格 資本組入額	637 319
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社または当社の子会社（上場会社およびその子会社を除く。）の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができる。また、平成19年6月30日までにかかる地位を喪失した場合には、平成19年7月1日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。 なお、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。また、1個の新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、この新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- 2 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2に定める転換社債の転換、平成13年10月1日改正前商法第210条ノ2第2項第3号に定める権利の行使および新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合は、払込価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

② 当社は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき新株予約権を発行しています。

平成18年6月22日株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	294
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	294,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 636(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 636 資本組入額 318
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社または当社の子会社(上場会社およびその子会社を除く。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができる。また、平成20年7月31日までにかかる地位を喪失した場合には、平成20年8月1日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。また、1個の新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、この新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2 当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行等(平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2に定める転換社債の転換、平成13年10月1日改正前商法第210条ノ2第2項第3号に定める権利の行使および新株予約権の行使による場合を含まない。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{募集株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

また、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合は、払込価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

③ 当社は、平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2の規定に基づき転換社債を発行しています。当該転換社債の残高、転換価格および資本組入額は次のとおりです。

無担保第10回転換社債(平成8年4月15日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
転換社債の残高(百万円)	97,669
転換価格(円)	1,326
資本組入額(円)	1株につき 663

2010年満期ユーロ円建転換社債(平成13年12月10日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
転換社債の残高(百万円)	100,000
転換価格(円)	1,664.10
資本組入額(円)	1株につき 833

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	2,029,732	—	337,940	—	422,496

(注) 平成21年1月1日から平成21年1月31日までの間に、転換社債の転換はありませんでした。

(5) 【大株主の状況】

当社は、当第3四半期会計期間末日現在の株主名簿の記載内容が確認できないため、大株主の異動を把握していません。

(6) 【議決権の状況】

当社は、当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず記載することができないため、直前の基準日（平成20年9月30日）における株主名簿に基づき記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,160,000	—	単元株式数は1,000株
	(相互保有株式) 普通株式 912,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,011,881,000	2,011,881	同上
単元未満株式	普通株式 11,779,635	—	—
発行済株式総数	2,029,732,635	—	単元株式数は1,000株
総株主の議決権	—	2,011,881	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式189,000株(議決権189個)が含まれています。

2 単元未満株式のうち自己保有株式および相互保有株式の明細は、次のとおりです。

所有者の氏名 または名称	所有 株式数(株)
日本電気(株)	879
NECインフロンティア(株)	966

3 当第3四半期会計期間末日現在の自己保有株式数は、5,142,881株です。

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本電気(株)	東京都港区芝五丁目7番1号	5,160,000	—	5,160,000	0.25
NECインフロンティア(株)	神奈川県川崎市高津区北見方二丁目6番1号	743,000	—	743,000	0.04
(株)シンシア	東京都品川区南大井六丁目26番3号	72,000	—	72,000	0.00
日通工エレクトロニクス(株)	長野県須坂市大字小河原2031番地の1	62,000	—	62,000	0.00
テクノ・マインド(株)	宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目6番11号	20,000	—	20,000	0.00
三和エレクトロニクス(株)	神奈川県川崎市中原区新丸子東二丁目977番地	12,000	—	12,000	0.00
(株)コンピュータシステム研究所	東京都台東区柳橋一丁目1番12号	3,000	—	3,000	0.00
計	—	6,072,000	—	6,072,000	0.30

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の当社所有の自己名義所有株式数は、5,142,881株です。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	495	565	608	597	538	520	458	340	302
最低(円)	379	488	538	538	473	422	228	241	225

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありませぬ。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	230,394	247,447
受取手形及び売掛金	※3,4 688,820	※3,4 853,773
有価証券	170,407	127,908
製品	207,799	161,171
半製品	31,244	33,357
原材料	94,052	81,180
仕掛品	243,453	181,785
繰延税金資産	99,214	120,956
その他	131,122	147,150
貸倒引当金	△4,955	△5,913
流動資産合計	1,891,550	1,948,814
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 222,293	※1 227,522
機械及び装置（純額）	※1 160,944	※1 180,866
工具、器具及び備品（純額）	※1 100,183	※1 108,174
土地	93,232	89,224
建設仮勘定	25,916	34,961
有形固定資産合計	602,568	640,747
無形固定資産		
のれん	118,990	93,525
ソフトウェア	128,708	123,841
その他	4,490	5,269
無形固定資産合計	252,188	222,635
投資その他の資産		
投資有価証券	143,826	185,614
関係会社株式	221,273	223,478
繰延税金資産	100,503	131,465
その他	192,129	183,264
貸倒引当金	△7,983	△9,222
投資その他の資産合計	649,748	714,599
固定資産合計	1,504,504	1,577,981
資産合計	3,396,054	3,526,795

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間末
(平成20年12月31日)前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成20年3月31日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	597,352	700,797
短期借入金	104,342	89,632
コマーシャル・ペーパー	281,325	80,955
1年内返済予定の長期借入金	11,020	23,907
1年内償還予定の社債	19,250	89,250
未払費用	209,327	274,044
前受金	74,586	67,924
役員賞与引当金	190	488
製品保証引当金	33,679	40,032
その他	157,416	182,277
流動負債合計	1,488,487	1,549,306
固定負債		
社債	377,704	353,784
長期借入金	233,990	121,249
繰延税金負債	12,785	14,031
退職給付引当金	231,530	224,143
電子計算機買戻損失引当金	11,926	12,496
製品保証引当金	1,917	918
リサイクル費用引当金	6,503	5,726
その他	48,819	59,621
固定負債合計	925,174	791,968
負債合計	2,413,661	2,341,274
純資産の部		
株主資本		
資本金	337,940	337,940
資本剰余金	464,875	464,875
利益剰余金	41,373	179,391
自己株式	△2,960	△3,233
株主資本合計	841,228	978,973
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,457	29,898
繰延ヘッジ損益	170	△283
為替換算調整勘定	△29,311	△4,367
評価・換算差額等合計	△24,684	25,248
新株予約権	123	115
少数株主持分	165,726	181,185
純資産合計	982,393	1,185,521
負債純資産合計	3,396,054	3,526,795

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	3,076,140
売上原価	2,102,087
売上総利益	974,053
販売費及び一般管理費	※1 985,413
営業損失(△)	△11,360
営業外収益	
受取利息	4,710
受取配当金	2,795
持分法による投資利益	702
その他	7,713
営業外収益合計	15,920
営業外費用	
支払利息	9,467
為替差損	11,780
退職給付費用	10,349
固定資産廃棄損	3,538
その他	12,180
営業外費用合計	47,314
経常損失(△)	△42,754
特別利益	
関係会社株式売却益	15,910
投資有価証券売却益	3,775
固定資産売却益	398
特別利益合計	20,083
特別損失	
事業構造改善費用	19,333
投資有価証券評価損	10,445
製品不具合対策費用	1,232
減損損失	581
固定資産除却損	210
投資有価証券売却損	31
関係会社株式売却損	24
特別損失合計	31,856
税金等調整前四半期純損失(△)	△54,527
法人税等	※2 81,942
少数株主損失(△)	△7,462
四半期純損失(△)	△129,007

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
売上高	948,340
売上原価	658,064
売上総利益	290,276
販売費及び一般管理費	※1 315,028
営業損失(△)	△24,752
営業外収益	
受取利息	1,203
受取配当金	890
その他	2,185
営業外収益合計	4,278
営業外費用	
支払利息	3,674
為替差損	12,467
退職給付費用	3,424
持分法による投資損失	3,340
固定資産廃棄損	789
その他	5,587
営業外費用合計	29,281
経常損失(△)	△49,755
特別利益	
関係会社株式売却益	8,404
固定資産売却益	389
投資有価証券売却益	330
特別利益合計	9,123
特別損失	
事業構造改善費用	18,529
投資有価証券評価損	9,410
製品不具合対策費用	570
減損損失	207
投資有価証券売却損	30
関係会社株式売却損	24
特別損失合計	28,770
税金等調整前四半期純損失(△)	△69,402
法人税等	※2 72,233
少数株主損失(△)	△10,868
四半期純損失(△)	△130,767

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△54,527
減価償却費	130,052
長期前払費用償却額	13,796
減損損失	581
のれん償却額	7,901
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,580
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△4,954
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	8,042
受取利息及び受取配当金	△7,505
支払利息	9,467
持分法による投資損益 (△は益)	△702
固定資産売却損益 (△は益)	△398
固定資産除却損	210
投資有価証券売却損益 (△は益)	△3,744
投資有価証券評価損益 (△は益)	10,445
関係会社株式売却損益 (△は益)	△15,886
売上債権の増減額 (△は増加)	153,779
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△134,264
未収入金の増減額 (△は増加)	24,222
仕入債務の増減額 (△は減少)	△102,516
その他	△62,145
小計	△29,726
利息及び配当金の受取額	7,302
利息の支払額	△9,357
法人税等の支払額	△34,697
その他の支出	△3,573
営業活動によるキャッシュ・フロー	△70,051
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△74,685
有形固定資産の売却による収入	7,582
無形固定資産の取得による支出	△30,836
投資有価証券の取得による支出	△6,312
投資有価証券の売却による収入	6,728
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△31,636
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	175
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	4,277
関係会社株式の取得による支出	△5,700
関係会社株式の売却による収入	2,871
その他	△193
投資活動によるキャッシュ・フロー	△127,729

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	211,611
長期借入れによる収入	138,655
長期借入金の返済による支出	△55,346
社債の発行による収入	50,000
社債の償還による支出	△96,080
配当金の支払額	△8,137
その他	△3,425
財務活動によるキャッシュ・フロー	237,278
現金及び現金同等物に係る換算差額	△13,805
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	25,693
現金及び現金同等物の期首残高	374,838
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 400,531

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年12月31日)																					
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>当第3四半期連結累計期間の連結範囲の変更は、増加14社、減少11社で、主な増減は次のとおりです。</p> <p>(取得・設立等により、連結子会社とした会社)</p> <p>① 第1四半期連結会計期間・・・3社 (株)ニチワ、NECネットワーク・エンジニアリング・ヨーロッパ社、他1社</p> <p>② 第2四半期連結会計期間・・・4社 (株)オーシーシー、他3社</p> <p>③ 第3四半期連結会計期間・・・7社 ネットクラッカー・テクノロジー社、他6社</p> <p>(清算・売却等により、減少した会社)</p> <p>① 第2四半期連結会計期間・・・4社</p> <p>② 第3四半期連結会計期間・・・1社</p> <p>(合併により減少した会社)</p> <p>① 第1四半期連結会計期間・・・5社</p> <table border="1" data-bbox="486 1022 957 1550"> <thead> <tr> <th>(旧)</th> <th>(新)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井日本電気(株)</td> <td>NECセミコンダクターズ関西(株)</td> </tr> <tr> <td>関西日本電気(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NECセミコンパッケージ・ソリューションズ(株)</td> <td>NECセミコンダクターズ九州・山口(株)</td> </tr> <tr> <td>山口日本電気(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>九州日本電気(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NEC・ソリューションズ・ブラジル社</td> <td rowspan="3">NECブラジル社</td> </tr> <tr> <td>テルセル・ド・ブラジル社</td> </tr> <tr> <td>NEC・ド・ブラジル社</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 第3四半期連結会計期間・・・1社</p> <table border="1" data-bbox="486 1622 957 1812"> <thead> <tr> <th>(旧)</th> <th>(新)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NECトーキンロジスティクス(株)</td> <td rowspan="2">NECロジスティクス(株)</td> </tr> <tr> <td>NECロジスティクス(株)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 337社</p>	(旧)	(新)	福井日本電気(株)	NECセミコンダクターズ関西(株)	関西日本電気(株)		NECセミコンパッケージ・ソリューションズ(株)	NECセミコンダクターズ九州・山口(株)	山口日本電気(株)		九州日本電気(株)		NEC・ソリューションズ・ブラジル社	NECブラジル社	テルセル・ド・ブラジル社	NEC・ド・ブラジル社	(旧)	(新)	NECトーキンロジスティクス(株)	NECロジスティクス(株)	NECロジスティクス(株)
(旧)	(新)																					
福井日本電気(株)	NECセミコンダクターズ関西(株)																					
関西日本電気(株)																						
NECセミコンパッケージ・ソリューションズ(株)	NECセミコンダクターズ九州・山口(株)																					
山口日本電気(株)																						
九州日本電気(株)																						
NEC・ソリューションズ・ブラジル社	NECブラジル社																					
テルセル・ド・ブラジル社																						
NEC・ド・ブラジル社																						
(旧)	(新)																					
NECトーキンロジスティクス(株)	NECロジスティクス(株)																					
NECロジスティクス(株)																						

	<p style="text-align: center;">当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項の変更</p>	<p>(1) 持分法の適用の変更</p> <p>当第3四半期連結累計期間の持分法適用範囲の変更は、増加1社、減少3社で、主な増減は次のとおりです。</p> <p>(取得・設立等により、持分法適用とした会社)</p> <p>第1四半期連結会計期間・・・1社 漢普管理諮詢（中国）有限公司</p> <p>(清算・売却等により、減少した会社)</p> <p>第3四半期連結会計期間・・・3社 ソニーNECオプティアーク㈱、他2社</p> <p>(2) 変更後の持分法適用会社の数 64社</p>

<p>3. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p style="text-align: center;">当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年12月31日)</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準および評価方法の変更 棚卸資産 第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、棚卸資産の評価基準を低価法から原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しています。この変更に伴う損益への影響はありません。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更 有形固定資産 第1四半期連結会計期間より、当社および国内連結子会社は、主にアウトソーシングなどの定期的な収入を得る事業に供している有形固定資産の減価償却の方法を、定率法から定額法に変更しています。この変更は、当該事業の重要性が高まったことから、関連する収入と減価償却費の対応をより明確にするために行ったものです。この変更に伴う損益への影響は軽微です。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p> <p>(追加情報) 有形固定資産の耐用年数の変更 第1四半期連結会計期間より、当社および国内連結子会社は、平成20年度の法人税法改正に伴い、一部の有形固定資産の耐用年数を変更しています。この変更に伴う損益への影響は軽微です。</p> <p>(3) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っています。この変更に伴う損益への影響は軽微です。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p>
---------------------------	--

簡便な会計処理

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年12月31日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しています。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しています。

四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、重要な個別項目を調整した上で、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しています。

注記事項

(四半期連結貸借対照表関係)

(金額単位 百万円)

摘要	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,802,608	1,791,098
2. 偶発債務 銀行借入金等に対する債務保証	上海広電NEC液晶顕示器有限公司 13,959 従業員 9,196 NT販売株 1,310 その他 370 計 24,835	上海広電NEC液晶顕示器有限公司 16,638 従業員 10,735 ソニーNECオプティアーク株 3,552 NT販売株 1,510 その他 501 計 32,936
オペレーティング・リース残価保証	三井住友ファイナンス&リース株 19,820 東銀リース株 3,810 興銀リース株 1,099 その他 390 計 25,119	三井住友ファイナンス&リース株 19,502 東銀リース株 3,810 興銀リース株 1,348 その他 390 計 25,050
その他	<p>当社の連結子会社であるNECエレクトロニクス・アメリカ社は、米国DRAM業界における独占禁止法（反トラスト法）違反行為による損害賠償を求めるDRAM製品の直接購入者からの複数の民事訴訟（集団訴訟）について和解しましたが、集団訴訟から離脱した一部の直接購入者について係争中または和解交渉中です。また、同社は、独占禁止法違反行為による損害賠償を求めるDRAM製品の間接購入者（DRAM製品を含む製品の購入者）からの複数の民事訴訟（集団訴訟）および米国の複数の州の司法長官による訴訟の被告となっています。NECグループは、欧州においても、DRAM業界における競争法違反の可能性に関し欧州委員会が行っている調査に協力し、情報提供を行っています。これらの民事訴訟および和解交渉については、現時点で結論は出ていませんが、米国での民事訴訟および和解交渉に関し今後発生する可能性のある損失の見積額を計上しています。また、欧州委員会の調査の結果NECグループに違法な行為があったと判断された場合、欧州委員会は課徴金を賦課する可能性があります。</p>	<p>当社の連結子会社であるNECエレクトロニクス・アメリカ社は、米国DRAM業界における独占禁止法（反トラスト法）違反行為による損害賠償を求めるDRAM製品の直接購入者からの複数の民事訴訟（集団訴訟）について和解しましたが、集団訴訟から離脱した一部の直接購入者について係争中または和解交渉中です。また、同社は、独占禁止法違反行為による損害賠償を求めるDRAM製品の間接購入者（DRAM製品を含む製品の購入者）からの複数の民事訴訟（集団訴訟）および米国の複数の州の司法長官による訴訟の被告となっています。NECグループは、欧州においても、DRAM業界における競争法違反の可能性に関し欧州委員会が行っている調査に協力し、情報提供を行っております。これらの民事訴訟および和解交渉については、現時点で結論は出ていませんが、米国での民事訴訟および和解交渉に関し今後発生する可能性のある損失の見積額を計上しています。また、欧州委員会の調査の結果NECグループに違法な行為があったと判断された場合、欧州委員会は課徴金を賦課する可能性があります。</p>
※3. 受取手形割引高	998	680
※4. 受取手形裏書譲渡高	295	30

(四半期連結損益計算書関係)

(金額単位 百万円)

摘要	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年12月31日)										
※1. 販売費及び一般管理費 主要な費目及び金額	<table> <tr><td>従業員給料手当</td><td>263,630</td></tr> <tr><td>技術研究費</td><td>262,145</td></tr> <tr><td>製品保証引当金繰入額</td><td>20,254</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>9,518</td></tr> <tr><td>電子計算機買戻損失 引当金繰入額</td><td>1,495</td></tr> </table>	従業員給料手当	263,630	技術研究費	262,145	製品保証引当金繰入額	20,254	退職給付費用	9,518	電子計算機買戻損失 引当金繰入額	1,495
従業員給料手当	263,630										
技術研究費	262,145										
製品保証引当金繰入額	20,254										
退職給付費用	9,518										
電子計算機買戻損失 引当金繰入額	1,495										
※2. 法人税等の表示	法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しています。										

(金額単位 百万円)

摘要	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月 1日 至 平成20年12月31日)										
※1. 販売費及び一般管理費 主要な費目及び金額	<table> <tr><td>従業員給料手当</td><td>89,606</td></tr> <tr><td>技術研究費</td><td>82,125</td></tr> <tr><td>製品保証引当金繰入額</td><td>8,059</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>3,151</td></tr> <tr><td>電子計算機買戻損失 引当金繰入額</td><td>308</td></tr> </table>	従業員給料手当	89,606	技術研究費	82,125	製品保証引当金繰入額	8,059	退職給付費用	3,151	電子計算機買戻損失 引当金繰入額	308
従業員給料手当	89,606										
技術研究費	82,125										
製品保証引当金繰入額	8,059										
退職給付費用	3,151										
電子計算機買戻損失 引当金繰入額	308										
※2. 法人税等の表示	法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しています。										

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(金額単位 百万円)

摘要	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年12月31日)								
※1. 現金及び現金同等物の四 半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係	<table> <tr><td>現金及び預金</td><td>230,394</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>170,407</td></tr> <tr><td>満期日が3ヵ月を超える 預金及び有価証券</td><td>△270</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>400,531</td></tr> </table>	現金及び預金	230,394	有価証券	170,407	満期日が3ヵ月を超える 預金及び有価証券	△270	現金及び現金同等物	400,531
現金及び預金	230,394								
有価証券	170,407								
満期日が3ヵ月を超える 預金及び有価証券	△270								
現金及び現金同等物	400,531								

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）および当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

1. 発行済株式の種類および総数

普通株式 2,029,732千株

2. 自己株式の種類および株式数

普通株式 6,241千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 123百万円（親会社 56百万円、連結子会社 67百万円）

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月15日 臨時取締役会	普通株式	8,104	4	平成20年3月31日	平成20年6月2日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	IT/NWソリューション事業 (百万円)	モバイル/パーソナルソリューション事業 (百万円)	エレクトロニクスデバイス事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	572,208	170,739	147,766	57,627	948,340	—	948,340
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	19,175	28,653	8,122	32,207	88,157	△88,157	—
計	591,383	199,392	155,888	89,834	1,036,497	△88,157	948,340
営業利益または営業損失(△)	11,612	△2,440	△20,159	△4,781	△15,768	△8,984	△24,752

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	IT/NWソリューション事業 (百万円)	モバイル/パーソナルソリューション事業 (百万円)	エレクトロニクスデバイス事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	1,803,720	537,082	530,362	204,976	3,076,140	—	3,076,140
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	63,967	93,194	22,335	104,006	283,502	△283,502	—
計	1,867,687	630,276	552,697	308,982	3,359,642	△283,502	3,076,140
営業利益または営業損失(△)	44,985	△3,589	△19,806	△1,402	20,188	△31,548	△11,360

(注) 1 提供する製品およびサービスの種類、性質、販売市場の類似性を考慮して事業区分を行っています。

2 各事業の主な内容

- IT/NWソリューション事業・・・・・・・・・・・・・・・・システム構築、コンサルティング、アウトソーシング、サポート（保守）、サーバ、ストレージ製品、専用ワークステーション、企業向けパーソナルコンピュータ、ITソフトウェア、企業向けネットワークシステム、通信事業者向けネットワークシステム、放送映像システム、制御システム、航空宇宙・防衛システム
- モバイル/パーソナルソリューション事業・・・・・・携帯電話機、パーソナルコンピュータ、パーソナルコミュニケーション機器、BIGLOBE
- エレクトロニクスデバイス事業・・・・・・・・・・・・システムLSIなどの半導体、電子部品、液晶ディスプレイモジュール
- その他・・・・・・・・・・・・・・・・照明器具事業、ロジスティクス事業、プロジェクター事業、ディスプレイ事業

3 会計処理の方法の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. (1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しています。この変更に伴う各セグメントへの影響はありません。

アウトソーシングなどの定期的な収入を得る事業に供している有形固定資産の償却方法について

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. (2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、当社および国内連結子会社は、主にアウトソーシングなどの定期的な収入を得る事業に供している有形固定資産の減価償却の方法を、定率法から定額法に変更しています。この変更に伴う各セグメントへの影響は軽微です。

連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. (3)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しています。この変更に伴う各セグメントへの影響は軽微です。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	789,482	50,187	48,195	60,476	948,340	—	948,340
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	75,725	33,449	1,275	4,160	114,609	△114,609	—
計	865,207	83,636	49,470	64,636	1,062,949	△114,609	948,340
営業利益または営業損失(△)	△13,835	747	△651	△4,349	△18,088	△6,664	△24,752

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	2,503,400	187,550	188,530	196,660	3,076,140	—	3,076,140
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	286,645	116,741	6,199	17,036	426,621	△426,621	—
計	2,790,045	304,291	194,729	213,696	3,502,761	△426,621	3,076,140
営業利益または営業損失(△)	20,647	8,438	△2,147	△8,764	18,174	△29,534	△11,360

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 日本以外の区分に属する主な国または地域

(1) アジア・・・中国、台湾、インド、シンガポール、インドネシア

(2) 欧州・・・イギリス、フランス、オランダ、ドイツ、イタリア、スペイン

(3) その他・・・アメリカ

3 会計処理の方法の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. (1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しています。この変更に伴う各セグメントへの影響はありません。

アウトソーシングなどの定期的な収入を得る事業に供している有形固定資産の償却方法について

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. (2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、当社および国内連結子会社は、主にアウトソーシングなどの定期的な収入を得る事業に供している有形固定資産の減価償却の方法を、定率法から定額法に変更しています。この変更に伴う各セグメントへの影響は軽微です。

連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. (3)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しています。この変更に伴う各セグメントへの影響は軽微です。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	アジア	欧州	その他	合計
I 海外売上高（百万円）	89,586	59,322	73,985	222,893
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	948,340
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	9.4	6.3	7.8	23.5

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	アジア	欧州	その他	合計
I 海外売上高（百万円）	303,245	213,252	240,985	757,482
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	3,076,140
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	9.9	6.9	7.8	24.6

（注）1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 日本以外の区分に属する主な国または地域

(1) アジア・・・中国、台湾、インド、シンガポール、インドネシア

(2) 欧州・・・イギリス、フランス、オランダ、ドイツ、イタリア、スペイン

(3) その他・・・アメリカ

3 海外売上高は、当社および当社の連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高です。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	403円53銭	1株当たり純資産額	495円96銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	982,393	1,185,521
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	165,849	181,300
（うち新株予約権）	(123)	(115)
（うち少数株主持分）	(165,726)	(181,185)
普通株式に係る四半期末（期末）の純資産額 (百万円)	816,544	1,004,221
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末)の普通株式の数 (千株)	2,023,492	2,024,786

2. 1株当たり四半期純損失金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 Δ 63円77銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 Δ 64円62銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失 (百万円)	Δ 129,007	Δ 130,767
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	76	1
（うち配当付償還株式 (百万円)）	(76)	(1)
普通株式に係る四半期純損失 (百万円)	Δ 129,083	Δ 130,768
普通株式の期中平均株式数 (千株)	2,024,125	2,023,497
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自 平成20年10月 1日
至 平成20年12月31日)

NECトーキン㈱は、抜本的な事業構造改革を実施するために、当連結会計年度に約260億円の特別損失を計上する見込みであり、その一部として、当第3四半期連結会計期間において、主に角型電池事業の終息に伴う設備の減損およびた卸資産の評価減等により114億49百万円を特別損失に計上しました。このような状況のもと、当社とNECトーキン㈱は、平成21年1月27日に開催した両社の取締役会において、NECトーキン㈱による当社を割当先とした第三者割当増資（総額380億円、発行新株式数152,000千株、払込期日は平成21年2月20日）の実施、および当社によるNECトーキン㈱の株式交換による完全子会社化の方針について決議するとともに、完全子会社化に関する覚書を締結しました。ただし、今後、国内外の法規制、市場状況等を勘案して、株式交換以外のスキームによりNECトーキン㈱の完全子会社化を実施する可能性もあります。

2【その他】

訴訟

NECグループは、TFT液晶ディスプレイ業界における独占禁止法違反の可能性に関する日本公正取引委員会、米国司法省、欧州委員会、韓国公正取引委員会およびカナダ競争当局の調査の対象となっており、NECグループの複数の会社は、カナダにおいてTFT液晶ディスプレイ業界における独占禁止法違反による損害賠償を求める複数の民事訴訟（集団訴訟）の被告となっています。また、SRAM業界における独占禁止法（反トラスト法・競争法）違反の可能性に関する米国司法省および欧州委員会の調査は終了しましたが、NECグループは、SRAMを含む半導体業界における韓国独占禁止法違反の可能性に関する韓国公正取引委員会の調査の対象となっており、NECグループの複数の会社は、米国およびカナダにおいてSRAM業界における独占禁止法違反による損害賠償を求める複数の民事訴訟（集団訴訟）の被告となっています。これらの様々な国や地域において行われている政府当局による調査や関連する民事訴訟については、現時点で結論は出ていません。

さらに、当社は、旧郵政省（現日本郵政㈱）が一般競争入札の方法により発注した郵便番号自動読取区分機類の受注に関し、公正取引委員会が独占禁止法違反行為があったとして排除措置を命じる旨の審決を行った事件について、当該審決の取り消しを求める訴訟を提起し、これを争っておりましたが、東京高等裁判所が当社の請求を棄却する旨の判決を下したため、当社は最高裁判所に上告および上告受理申立を行いました。当該審決の取り消しを求める訴訟は、現時点で結論は出ていません。また、同委員会との間では、課徴金の納付に係る審判手続が進められています。

DRAM業界における独占禁止法違反の可能性については注記事項（四半期連結貸借対照表関係）2. 偶発債務 その他を参照してください。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月4日

日本電気株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 天野 秀樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浜田 康 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田名部 雅文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本電気株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本電気株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、独立監査人の四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。